# 電波監理審議会(第934回)議事要旨

#### 1 日 時

平成20年9月3日(水)10:00~

#### 2 場 所

総務省会議室(10階1002会議室)

- 3 出席者(敬称略)
- (1) 電波監理審議会委員 羽鳥 光俊(会長)、井口 武雄(会長代理)、濱田 純一
- (2) 電波監理審議会審理官

森下 浩行

(3) 幹事

石田 修司(総合通信基盤局総務課課長補佐)

(4) 総務省

桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長、山川情報流通行政局長、久保田官房審議官他

#### 4 議事模様

(1) 電波法施行規則、無線局免許手続規則、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合 証明等に関する規則の各一部を改正する省令案について

(20.7.3諮問第29号)

フェムトセル基地局の導入等に係る関係規定の整備に伴う標記省令案について、意見の 聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書(参照:第449回電波監理審議会意 見の聴取意見書)及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

(2) 無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の各一部を改正する 省令案並びに周波数使用計画の一部変更案について

(20.7.3諮問第30号及び第31号)

海上移動業務の無線局に使用するデータ伝送装置の導入に係る関係規定の整備に伴う標記省令案等について、意見の聴取の手続を主宰した審理官から提出された意見書(参照:第450回電波監理審議会意見の聴取意見書)及び調書に基づき審議した結果、適当であると認め、答申した。

### (3) 電波法施行規則及び無線局運用規則の各一部を改正する省令案について

(諮問第32号)

船舶長距離識別追跡装置の導入及び誤警報取消し等に関する制度整備について、次のとおり総務省から説明があった。

なお、本件については、電波法第99条の12第1項により意見の聴取が義務付けられて おり、意見の聴取の手続を主宰する審理官として森下浩行を指名した。

#### ○ 総務省の説明

本件は、国際条約の改正に伴う船舶無線関係の改正事項であり、1点目は船舶長距離識別追跡装置(LRIT)の導入に関するものである。

LRITは船舶の安全航行、テロ対策に必要なものとして、2006年国際海事機関(IMO)の安全委員会において、SOLAS条約第V章が改正され、その搭載が義務付けられることとなった。

対象の船舶は、国際航海に従事する船舶のうちすべての旅客船及び旅客船以外の総トン数300トン以上の船舶となっており、LRITの搭載義務は本年12月31日から適用されることとなっている。

具体的なシステムとしては、対象船舶から地球局に対して船舶のID、船舶の位置、その位置をマークした日時を定時に自動送信し、地球局側では対象船舶のIDをもとに船舶に関するさまざまな情報をデータセンターに蓄積し、船舶の安全に関するさまざまな業務において港湾当局を中心に使用されることとなる。原則としては6時間ごとに自動発信するシステムとなっているが、地球局からポーリングコマンドを適時発することによって時間設定の変更又は対象船舶に情報を発信させることが可能となっている。

SOLAS条約上においてはどのような通信システムを使うかまでは規定されていないが、インマルサットC型が一番適していることから、主に使用されることとなると想定している。 2点目は、2007年世界無線通信会議(WRC-07)において無線通信規則(RR)の 改正がなされたことに伴い、関係規定の整備を行うものである。

まず、遭難時等に使用する識別信号については、国際的に概ね9桁の数字となっており、従来は海岸局及び船舶局にのみ認められていたが、海難の救助の際等にヘリコプターが活動する、船舶の安全航行上必要な航行用ブイに無線装置を設置する等、使い方が多様化しているところである。このような実態を踏まえ、識別信号の対象を拡大することとし、識別信号を海岸局及び船舶局以外にも付与できるよう、従来の船舶局識別及び海岸局識別を海上移動業務識別に統一することとなった。

また、誤警報取消しに関する手続については、誤警報は各国とも大きな問題になっており、

数が非常に多くなっているところである。しかし、誤警報取消しのための通信手順が整備されていなかったことから、今回のRRの改正により通信手順が規定されたことを受け、誤警報取消しのための通信手順を規定することとした。

本件は、これらを踏まえ、電波法施行規則及び無線局運用規則の各一部を改正するものである。

#### (4) 周波数割当計画の一部変更案について

(諮問第33号)

1.5 GHz 帯デジタルMCA陸上移動通信の効率的な周波数利用に伴う周波数割当計画の一部変更案について、総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

#### ○ 総務省の説明

1.5 GH z 帯デジタルM C A 陸上移動通信は、複数の無線チャンネルを多数の利用者が共用することで電波の有効利用と利便性を実現する業務用の無線システムとして、平成6年に導入されたものであり、1,453 MH z から1,465 MH z まで及び1,501 MH z から1,513 H z までの周波数の電波を使用している。

これを踏まえ、 $1.5\,\mathrm{GHz}$  帯デジタル $\mathrm{MCA}$  陸上移動通信の効率的な周波数利用を促進するため、申出のあった周波数に使用期限を設けるため周波数割当計画の一部を変更とするものである。

あわせて、同システムに使用している周波数に隣接している 1,465 MH z から 1,468 MH z まで及び 1,513 から 1,516 MH z までに関しては、I MT -2000 以外を提供する無線機の使用期限を本年 4 月 30 日と規定していたが、期限が満了したことに伴い、規定の整備を行うこととする。

#### (5) 株式会社嶺南ケーブルネットワーク所属特定無線局の包括免許について

(諮問第34号)

株式会社嶺南ケーブルネットワークに対する地域WiMAXの陸上移動局の包括免許について、総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

#### ○ 総務省の説明

地域WiMAXとは、デジタル・ディバイドの解消、地域の公共サービスの向上等、当該地域の公共の福祉の増進に寄与することを目的として、WiMAX方式の技術を用いて地域単位に $10\,\mathrm{MHz}$ の帯域幅の周波数を使用してサービスを行うものであり、中継用又はラストワンマイルとしての使用が想定されている。対象地域は概ね市町村内の一部又は全部となっている。

地域WiMAXについては、既に本年6月に基地局の免許又は予備免許を付与しており、 本件は、株式会社嶺南ケーブルネットワークから申請のあった陸上移動局の包括免許につい てである。

申請の概要について、目的は、電気通信業務用、開設を必要とする理由は、地域の情報化、 デジタル・ディバイドの解消、地域住民生活の利便性向上に努めており、今般WiMAXを 組み合わせることにより、今後さらに地域の情報化へ寄与できるようなサービスを行うため に開設を必要とするとなっており、通信の相手方は、免許人所属の基地局、最大運用数は3, 393局、運用開始予定期日は免許の日から6カ月以内の日となっている。

これらについて電波法27条の4各号に基づき審査した結果、全ての審査項目に適合している と認められたため、包括免許を与えることについて諮問を行うものである。

#### (6) 放送普及基本計画及び放送用周波数使用計画の各一部変更案について

(諮問第35号)

BSデジタル放送により行う地上デジタル放送の難視聴地域対策のための関係規定の整備について、総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

#### ○ 総務省の説明

本件は、暫定的な衛星利用による地上デジタル放送の難視聴対策のための制度整備を行うものである。

改正の背景としては、現在、平成23年の完全デジタル移行に向け、地上放送においてアナログ放送からデジタル放送へと各放送事業者により中継局整備等が進められているところである。

また、情報通信審議会から平成23年のアナログ放送終了期限において、地上デジタル放送を受信できない地域に対しては、放送衛星(BS)を使用しNHKの2局の番組及び民放の関東圏の5局の番組を同時再送信することが適当である、との第5次中間答申を平成20年6月27日付けでいただいたところである。答申の具体的な内容としては、現在、アナログ放送とデジタル放送の周波数が込み入った中でデジタル放送への移行を進めているが、アナログ放送の使用期限である平成23年までにデジタル放送を受信することができない世帯が発生してしまうことから、暫定的な措置として、BSを使用し、地上デジタル放送の番組を同時再送信するものである。

本件は、放送普及基本計画において、平成22年以降同時再送信のため、BSで使用する

周波数を現行5であるところを平成22年からは6とし、同周波数で送信する番組内容としてNHKの2番組、民放の関東広域圏の5番組を併せて7系統の標準テレビジョン放送を行う旨規定するものである。

また、一般放送事業者が委託に行わせる放送の番組の目標数について、現行は1以上としているところをNHKの2番組、民放の関東広域圏の5番組を合わせて7番組として7以上に変更することとする。

放送用周波数使用計画については、このNHK及び民放の関東広域圏の番組を再送信する ための周波数として、チャンネル番号17を使用することとし、周波数の使用を平成22年 から使用するということを明記するものである。

#### (7) モバイル放送株式会社の有料放送契約約款の変更の認可について

(諮問第36号)

モバイル放送株式会社から申請のあった新規加入受付の終了を規定するための有料放送 契約約款の変更の認可について、次のとおり総務省からの説明及び質疑応答があり、審議の 結果、適当である旨答申した。

#### ア 総務省の説明

モバイル放送株式会社は、平成10年に設立され、平成16年10月から衛星を使い、自動車又は家の中において衛星から直接又は地上のギャップフィラーを介し、専用の受信機において、主に音楽放送を提供する有料放送サービスであるが、厳しい事業環境の中で十分な加入者数の獲得に至らず、平成20年7月29日に事業継続が困難となり、平成21年3月末までに事業終了することとなったものである。

これを受け、総務省としては加入者保護という観点から加入者の理解を得ながら事業の円滑な整理を進めることを要請したところ、モバイル放送株式会社から事業を円滑に終了するため、今後新規加入受付を終了することとし、必要な規定を整備するため、有料放送契約約款の変更の認可申請があったものである。

変更内容としては、新規加入申込みに対し締結拒否を可能とすること及び今後の契約内容の変更は認めないこととするものである。

関係法令に基づき、事業者、受信者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められているかどうか、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないか等の各項目について審査した結果、適合することから認可することについて諮問するものである。

#### イ 主な質疑応答

モバイル放送株式会社においては、加入者保護としてどのような対策が行われているのか、 との質問に対し、個々の契約者に対し事業を終了する旨の案内、コールセンターの人員拡充 といった対応を行っている、との回答があった。

#### (8) 認定放送持株会社の認定について

(諮問第37号)

株式会社フジテレビジョンから申請のあった認定放送持株会社の認定について、総務省から次のとおり説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

#### ○ 総務省の説明

本件は、本年4月から施行された改正放送法において新たに導入された認定放送持株会社制度活用の第1号として株式会社フジテレビジョンからの申請があったものである。

認定放送持株会社制度は、新たな認定放送持株会社の下に、複数の放送事業者を傘下にお さめることを認めることにより、経営の効率化、資金調達の容易化等のメリットを有する持 株会社によるグループ経営を放送事業経営の選択肢とするため、新たに制度化したものであ る。

認定の要件としては、通常の放送事業者と同様、外国性排除の欠格事由、電波・放送法等の違反履歴がないこと、新たな認定放送持株会社及びその下にある子会社のグループ全体として、放送事業を主たる業務として行うこととし、放送関係の業務を行う資産が全体の50%超であること、申請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であることとしている。

認定の法的効果としては、1点目は、マスメディア集中排除原則を緩和したことによる複数の地上放送局の子会社化が認められることである。

2点目は、認定放送持株会社自体は放送事業者ではないが、放送事業者と同様に外資規制 が直接に適用されることとなることである。

3点目は、認定放送持株会社は複数の放送事業者を傘下におさめるものであることから、 認定放送持株会社自身が1者によって支配されることを防止するため、認定放送持株会社に 対する出資についても1者が出資できるのは33%が上限としていることである。

本件に係る申請については、現行の株式会社フジテレビジョンは放送局の免許を持って事業を行っているが、平成20年10月1日をもって会社分割をし、存続会社として株式会社フジ・メディア・ホールディングスに名称変更し、認定放送持株会社となる予定である。また、新設会社として株式会社フジテレビジョンを事業子会社として設立し、現在の株式会社フジテレビジョンが有している放送局の免許等は新設会社である株式会社フジテレビジョンが承継をすることとなり、その結果、株式会社フジ・メディア・ホールディングスの下に、株式会社フジテレビジョン、株式会社ニッポン放送が子会社として、株式会社サテライトサービス、株式会社ビーエスフジが関連会社として、それぞれ傘下に入ることとなる。

放送法及び放送法関係審査基準に基づき審査した結果、申請対象会社の子会社に対する資 産要件である放送関係の業務を行う資産が全体の50%を常時越えること、収支の見込み、 申請対象会社の外資等の支配状況等の各項目に適合することから認定を行うことし、諮問す るものである。

## (9) その他

平成19年度一般放送事業者の収支状況及び大分ケーブルテレコム株式会社及びアール・ケー・ビー毎日放送株式会社を当事者とした再送信同意に関する裁定処分に係る異議申立ての付議等の取消しについて、総務省から報告があった。

(文責:電波監理審議会事務局)